

特殊車両取締りをおこないました

7月4日（月）前沢車両検測所（奥州市前沢区古城）において、岩手運輸支局と
 合同で特殊車両と不正改造車及び不正軽油の取締りをおこないました。

一定基準を超える大型車両が道路を走行する場合には、交通の危険防止と道路構
 造の保全のため「特殊車両通行許可」が必要となりますが、運行車両の一部には無
 許可や許可条件違反等が見受けられます。

また、不正改造車は、安全を脅かし、道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスに
 よる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因にもなります。そして、硫黄濃度分が高い
 いわゆる「不正軽油」を使用すると、エンジン等の不具合の原因になるほか、排出
 ガス中のPM（粒子状物質）を増加させる等、大気環境を悪化させる原因となるた
 め、国土交通省では、簡易型の硫黄濃度測定器を導入し、走行中の自動車が実際
 に使っている燃料（軽油）の硫黄濃度検査を実施しています。

これらの不法行為の撲滅を図ることを目的とし、この日は水沢警察署のご協力
 のもと、22名で取締りにあたりました。

※写真の車両は、違反または不備等の車両ではありません。

水国 だ よ い

平成28年 7月 7日

岩手河川国道事務所
水沢国道維持出張所



車両の幅や車高が一定基準を超えていないか測定中



燃料（軽油）を抜き取り、硫黄濃度を測定中



◆取締りの結果◆

対象車両・・・11台

うち、
違反車両・・・0台

※不備等による口頭注意
→ 2台

水沢国道維持出張所 小野寺所長が胆江
 日日新聞のインタビューを受けました！！

小野寺出張所長は、今回の無許可・許可条件
 違反、不正改造などの車両取り締まりに関し、
 「震災復興で国道を走行する大型車両も増えて
 いる。大変な仕事をされているので、運転時の安
 全には十分注意してほしい。」とコメントしました。

お仕事中取締りにご協力いただき
 ありがとうございました！

国道4号 一関市（宮城県境）～花巻市（二枚橋）までを管理しています
 水沢国道維持出張所

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字車堂79
 TEL：0197-24-2187 FAX：0197-24-1289

